

運航基準

令和6年10月1日

目 次

第 1 章 目的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この基準は安全管理規程に基づき、下記航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

- (1) 芭露漁港 航路
- (2) 藻琴湖 航路

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

現場名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
全現場	1 0 m/s 以上	1 . 0 m 以上	3 0 0 m 以下

- 2 船長は発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	1 0 m/s 以上	波 高	1 . 0 m 以上
-----	------------	-----	------------

- 3 船長は、前項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船・保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第 3 条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は、周囲の視程が 3 0 0 m 以下となったときは、基準航行を中止し、減速・適宜の変針・反転等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第 4 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断・運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した・達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

(運航基準図等)

第 5 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 起点・終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
 - (2) 航行経路付近に存在する浅瀬・岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 前項よることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬・岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

(基準経路)

第 6 条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。(別途添付)

(速力基準等)

第 7 条 速力基準は、次表のとおりとする。

(早水丸・4・11・12)

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	2 ノット	800 rpm
微 速	4 ノット	1200 rpm
半 速	8 ノット	2500 rpm
航海速力	16 ノット	5500 rpm

(早水丸1・5・8・9・早水丸)

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	2 ノット	600 rpm
微 速	4 ノット	1000 rpm
半 速	7 ノット	1800 rpm
航海速力	13 ノット	2280 rpm

(早水丸2)

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	2 ノット	1000 rpm
微 速	5 ノット	3000 rpm
半 速	10 ノット	5500 rpm
航海速力	20 ノット	8000 rpm

(早水丸10)

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	1 ノット	5 5 0 rpm
微 速	3 ノット	7 5 0 rpm
半 速	5 ノット	1 0 0 0 rpm
航海速力	1 0 ノット	1 3 0 0 rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(連絡方法)

第8条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
通常時	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する（本社又は）事務所	携帯電話
緊急時	本社又は最寄りの事務所	携帯電話

(機器点検)

第9条 船長は入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）50m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進・舵等の点検を実施する。一日に何度も入港を繰り返す場合も同様である。

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航路簿に記録するものとする。